



Title	述べ立てのモダリティと人称現象
Author(s)	仁田, 義雄
Citation	阪大日本語研究. 1989, 1, p. 31-62
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/10277">https://doi.org/10.18910/10277</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 述べ立てのモダリティと人称現象

## Declarative Modality and Person of Subject

仁 田 義 雄

キーワード：述べ立て 推し量り 人称制限 説明文 運用論的現象

### 0 はじめに

本稿では概略次のようなことを述べる。筆者は、かって、文の発話・伝達のモダリティからした文の表現類型として、<働き掛け><表出><述べ立て><問い合わせ>といったタイプを設定した。そして、働き掛けや表出では、ガ格に対して人称制限が存在するのに対して、判断の述べ立て文や判断の問い合わせ文のガ格には、総ての人称名詞が来る、と述べた。基本的にこの事自体誤ってはいない。しかし、判断の述べ立て文や問い合わせ文においても、述べ立てや問い合わせといった発話・伝達のモダリティのあり方からして、現れる人称にある種の制約の生じることがある。もっとも、この制限は純統語論的現象といったものではなく、運用（語用）論的現象或いは運用論的現象に動機付けられた統語—運用論的現象であると思われる。

筆者が以下本稿に述べるようなことに関心を示し、以下に展開するような考察姿勢を取るのは、筆者がまず次のような立場に立っていることに基づいていている。

文は、言語活動の基本的単位である。言語活動は、話し手が外在世界や内在世界との関係において形成した判断や感情や意志や要求などを聞き手（聞き手の想定しにくい場合をも含めて）に伝えたり問い合わせたりすることによって成り立っている活動である。文は、そういった言語活動の所産

であり、言語活動の単位体的存在である。したがって、文は、そして、そのことによって、文の意味一統語構造は、言語活動の基本的単位にふさわしいあり方をしていることになる。文（したがって言語）が今あるような構造をしているのは、文（言語）が担っている機能を果たすためであろうし、また、文（したがって言語）がそのような機能を果たしうるのは、文（言語）の有している構造に拠っているのであろう。以上のようなことを考えれば、文の構造の中には、運用論的に、或いは、言語の伝達機能の点から動機付けられたものも少なくないだろうと思われる。殊に、モダリティに関わるようなものには、こういったものがかなり見い出されるものと思われる。文および文の構造がそういったものであることによって、文法分析・文法記述は、単に文の構造だけを説明できるものであるよりは、文の担い・果たしている機能をも説明できる形で行われてこそより望ましいものと言えよう。

## I 文の表現類型

発話・伝達のモダリティからした文の類型について極簡単に見ておく。

- ① 「つまらん心配はしないで早く行け。」（天使）
- ② 「その点はあす集中的に調べよう。」（外人）
- ③ 美律は結局白状するだろう。（燃えた）
- ④ 「お前、高校生か？」（さび）

①が命令を表す＜働き掛け＞の文であり、②が話し手の意志を表出する＜表出＞の文である。さらに、③が判断の＜述べ立て＞の文であり、④が判断の＜問い合わせ＞の文である。働き掛けと問い合わせが＜対話（dialogue）＞にしか使えない・現れない文類型であるのに対して、表出と述べ立ては、対話のみならず、＜独話（monologue）＞にも使える・現れる文類型である。独話に使えない・現れないとは、次のことである。例えば、命令の文は、対話においては、「お前なんか死んでしまえ！」のように、働き掛けとして機能しうるが、独話になると、「あんな奴なんか死

んでしまえ！」のように、もはや命令としては機能しえず願望であり、その文類型を働き掛けから表出へと変化させざるをえない。この意味において、働き掛けの文は対話にしか現れえないと言うことができる。同様に、問い合わせの文も、対話においては、問い合わせとしての機能を果たしているが、独話においては、もはや問い合わせではなく、疑いの述べ立てである。

対話にしか現れないことにおいて、働き掛け・問い合わせは発話・伝達のモダリティを明確に有する存在であり、独話にも現れうことにおいて、表出・述べ立ては、発話・伝達のモダリティが希薄である、と言えよう。芳賀綏（1954）は、伝達文と述定文との別を設定し、伝達文は、聞き手めあての陳述（伝達的陳述）によって成立し、述定文は、事柄めあての陳述（述定的陳述）によって成り立ち、伝達的陳述は不要であると述べている。しかし、独話においては希薄であると言えるものの、述べ立ての文にあっても、対話においては、芳賀の指摘と異なって、「ヨ」や「ネ」といった終助詞の在不在に拘わらず、発話・伝達のモダリティの存在は明確である。

対話・独話の別は、発話・伝達のモダリティの現れ方・特徴・変容、さらにそれに伴って起こる文法現象といったものを考える上において重要なと思われるが、本稿では、こういった問題については扱わない。以下に述べるのは、対話の場合での発話・伝達のモダリティであり、それに伴って現れる文法現象である。

## II　述べ立てと人称現象

### 1　述べ立てとは

述べ立てとは、話し手の視覚や聴覚などを通して捉えられた世界やある事柄についての話し手の判断・解説を述べ伝えるといった話し手の発話・伝達的態度である。

- ① 雨がしとしとふっています。（光村，5下）
  - ② 美樹は、常識家だった。（甲虫）
- ①②は、ともに述べ立てといった発話・伝達のモダリティを持った文であ

る。①が、話し手の視覚・聴覚などを通して捉えられた現象を描き出し伝えた現象描写文であり、②が、ある事柄についての解説や判断が成り立つことについての話し手の判定を述べ伝えた判定文である。いずれにしても、述べ立ては、話し手から聞き手への情報伝達である。

## 2　述べ立て文の運用論的特徴

述べ立てが話し手から聞き手への情報伝達といった発話・伝達のあり方であるということから、述べ立て文には、次のような特徴・原則が存在する。もっとも、述べ立て文がこの特徴・原則を破ったとしても、日本語の文として容認不可能になるわけではないので、この種の特徴・原則は、運用論的なものということになるだろう。正常な特殊でない述べ立て文は、述べ立て文として機能している限り、このような特徴・原則に貫かれている、といったものである。

述べ立て文が話し手から聞き手への実効的な情報伝達である限り、述べ立ての内容は聞き手の知らない、或いは充分了解していないものでなければならない。これを、述べ立ての内容をめぐっての話し手と聞き手の情報位置が〔話し手>聞き手〕であると表現しておこう。もっとも、常にこの特徴・原則が額面通り貫徹しているわけではない。たとえば、クイズ・クエスチョン (quiz-question) に対する答としての述べ立て文などは、この特徴・原則から外れている。ただ、聞き手の知らない・充分了解していないといったことをあまり固定的に考えすぎてはならない。聞き手の忘れていることや聞き手に確認させる必要のあることなども、話し手の発話の場においては、聞き手が自覚的には或いは故意に充分認識していないことによって、聞き手の知らない、充分了解していないことである。

## 3　述べ立てと人称現象

1) 正常な特殊でない述べ立て文では、述べ立ての内容は聞き手の知らない或いは充分了解をしていないことである、といったことを受けて、述べ立て内容にはある種の制限が存在している。その制限の中には、ガ格（主体の格）に立ちうる名詞の人称に対する制限といった現れ方をするものがある。この人称制限としての現れにも、比較的統語論的な趣の強いものがある。

のから運用論的色彩の濃いものまで、様々なものがある。こういった人称制限は、統語論的な趣の強いものであっても、純統語論的であるというよりは、運用論的或いは伝達機能論的に動機付けられたものであると言えよう。命令の二人称ガ格、意志表出の一人称ガ格、誘い掛けの一・二人称ガ格からして、運用論的或いは伝達機能論的に動機付けられたものである。

## 2) 現象描写文

既に何度か述べていることではあるが、現象描写文のガ格に立ちうる名詞には、次のような人称制限が存在する。

- ① { \* 私 / \* 君 / 子供 } が運動場で遊んでいる。

①が示すように、現象描写文のガ格は三人称に限られている。これも、対話の場合であって、独話においては、この制限の解除されることがあるのかもしれない。例えば、「ウィスキーも日本酒もちゃんとのみちらした私がこうしてしづかに雨の音をききながら、床のなかにじっとしている。～」などは、容認可能であろう。独話に現れた現象描写文であって、一人称ガ格を取っている（ちなみに、上の文は『放浪記』の中の一節に少し手を加えたもの。元の文では下線部分が「私のなきないすがたが」となっている）。

それにしても、対話での現象描写文は、そのガ格に三人称の名詞しか取らない。現象描写文は、話し手の視覚・聴覚などを通して捉えられた現象の描き出し・述べ立てであることによって、話し手である一人称者や聞き手である二人称者をガ格に取りえないことになる。

## 3) 判定文

3.1) ある事柄についての解説や判断が成り立つことについての話し手の判定を述べ伝えた判定文にあっても、それが対話における述べ立てとして機能することによって、ある種の人称制限の生じることがある。例えば、

- ① { 僕 / 彼 } は学校へ行く。

- ①' { 僕 / 彼 } は学校へ行くだろう。

- ② \*君は学校へ行く。

- ②' \*君は学校へ行くだろう。

例文が示すとおり、①①'は述べ立て文として何ら問題はないが、それに対して、②②'は、正常な特殊でない（対話での）述べ立て文としては容認不可能であろう。①①' ②②' は、断定の時のみではなく、「ダロウ」による推し量りにあっても、あるタイプの事態については、（対話での）述べ立て文では、一人称および三人称ガ格は現れうるもの、二人称ガ格は現れえない、といったことを示している。当然「{僕／君／彼} は次の選挙で委員に {選ばれる／選ばれるだろう。} や「{僕／君／彼女} ならその大学に {合格するわ／合格するだろう。}」のように、ガ格に人称を選ばない判定文（この種のガ格に人称を選ばない述べ立て内容には、<事の成り行き>といったものがある）も数多く存在するものの、上に挙げた例文から分かるように、判定文の中には二人称ガ格を取りえないといった人称制限の現象を示すものが存することも、これまた事実である。

### 3.2) 人称制限の現れるレベル

上で述べたような人称制限の現象が発生するのは、述べ立て文が話し手から聞き手への情報伝達といった発話・伝達のモダリティを有しているからに外ならない。人称制限発現の基因が発話・伝達のモダリティのレベルに存することについては、以下に述べるようなことがその一つの傍証にならう。

- ① \*君は学校へ行くだろう。
- ② 君は学校へ行くだろうが、僕は行かない。

が示すように、①には二人称ガ格が来られないのに対して、②の下線部には二人称ガ格が来る。②の下線部は、「雨は降るだろうが、さほど激しくならないだろう。」が可能であるのに対して、「\*あっちへ行けが、行かない。」「\*彼も行くねが、僕は行かない。」が逸脱文であることから分かるように、<言表事態めあてのモダリティ>は存在するものの、<発話・伝達のモダリティ>は存しない逆接の接続節である。①が示すように、発話・伝達のモダリティまでが存在する<文>では、二人称ガ格を取りえないといった人称制限の現象が発現するのに対して、②が示すように、発話・伝達のモダリティを持たない<接続節>の中では、人称制限の現象が発

現しないということは、述べ立て文における人称制限が、発話・伝達のモダリティのレベルに発生する現象であるといったことを意味しているものと思われる。

### III どのような事態が述べ立て内容に成りにくいのか

述べ立て文は、話し手から聞き手への情報伝達といった発話・伝達のモダリティを持った文である。話し手から聞き手への情報伝達であることによって、それが実効的になされるにあたっては、述べ立て内容にある種の制限の生じることがある。こういった述べ立て内容上の制限が発生するのは、一人称者が話し手であり、二人称者が聞き手に外ならないからである。

#### 1 文法論的趣を有するの

話し手から聞き手への情報伝達が実効的に行われるために述べ立て内容に生じるある種の制限が、ガ格の人称制限として現れ、しかも、ある種の表現形式や類型的な意味のあり方と結びついている、といった統語論的趣や意味論的趣が比較的高いもの、言い換えれば、文法論的趣を有するものに、次のようなものが存在する。

##### 1) 聞き手の決意の述べ立て

既に、Ⅱ、3、3) 「判定文」の箇所で触れたように、「\*君は学校へ{行く／行くだろう}。」といった文は、対話での述べ立て文としては、容認しがたいものであろう。同様に、

- ① \*君は明日彼女を {叱る／叱るだろう}。
- ② {僕／彼} は明日彼女を {叱る／叱るだろう}。

のようなタイプの述べ立て内容も、一人称および三人称ガ格を生起させうるもの、二人称ガ格は取らない。これらは、いずれも<意志的動作遂行の決意>といったものを表した述べ立て内容である。次のような「～スルツモリダ」といった形式を有する文と基本的に等価な述べ立て内容を表した場合である。

- ② \*君は明日彼女を {叱るつもりだ／叱るつもりだろう}。

②' 僕は明日彼女を {叱るつもりだ／\*叱るつもりだろう}。

②" 彼は明日彼女を {叱るつもりだ／叱るつもりだろう}。

例文から分かるように、意志的動作遂行の決意を表す「～スルツモリダ」は、一人称と三人称ガ格を取りうるが、二人称ガ格は取りえない（一人称ガ格が「～スルツモリダロウ」を取りえないことについては、後に述べる）。

上に述べたことは、意志動詞のル形が述べ立て文の述語を形成する時は常に二人称ガ格を取りえないといったことを意味しはしない。例えば、予言者や易者が、或いは予言者や易者ぶって、「君は明日きっと彼女を {叱る／叱るだろう}。」と言ふことは充分あるだろう。また、臨床心理学者が「あなたは一年以内に彼と別れます。」と言ったりするようなこともないことはないだろう。ただ、ここで注意しておかなければならないのは、いずれの場合も、述べ立て内容は既に聞き手の決意を表してはいない。述べ立て内容は、<聞き手の決意>から聞き手の決意とは関わりなく起る<事の成り行き>といったものに移っている。「君は明日きっと彼女を {叱る／叱るだろう}。」「あなたは一年以内に彼と別れます。」などといった二人称ガ格を取る意志動詞述語の文が、対話での述べ立て文として出現可能になるのは、述べ立て内容が、聞き手の意志的動作遂行の決意を表しているのではなく、既に、意志的動作でありながら聞き手の意志とは拘わりなく起ってしまう事の成り行きといったものを表すようになっているからに外ならない。決意といった心的態度を形式的に顕在化させる「\*君は明日きっと彼女を {叱るつもりだ／叱るつもりだろう}。」になれば、予言者の発言といえども、容認しがたいものに止どまらざるをえないことを考えれば、話し手がどういったタイプの存在であるかといった運用論的な要素よりは、述べ立て内容の変容が、この種の二人称ガ格を取る意志動詞述語の文を述べ立て文として容認可能なものにしているのだろう。

意志的動作遂行の決意が、一人称ガ格や三人称ガ格の述べ立て文には成るもの、二人称ガ格の述べ立て文に成りがたいのは、次のようなことに拠っている。述べ立て文は、話し手から聞き手への情報伝達といった発話

・伝達のモダリティを持った文である。話し手から聞き手への情報伝達が実効的なものであるためには、述べ立て内容が、話し手は知っていたり充分了解したりしているが、聞き手は知っていなかったり充分には了解していないなかたりするものであるといったことが必要になる。それにも拘わらず、二人称者（聞き手）の決意といった心的態度は、話し手が了解しているのに聞き手は了解していないというような話し手と聞き手の情報位置が【話し手】>【聞き手】といったものには、通常成りえないことに拠っている。それに対して、三人称者の決意であれば、決意の何らかの外的現れを通して話し手であれ聞き手であれ共にそれを了解することは可能である。したがって、話し手が充分了解しているのにも拘わらず、聞き手が未だ了解していない、といった状況の発生は、充分考えられるところである。言わずもがなではあるが、一人称者の決意は、話し手は充分了解しているが、聞き手の知らないことである。

問題になるのは、述べ立て内容総体が話し手と聞き手の情報位置において【話し手】>【聞き手】といったあり方で存在しえるか否かであった。したがって、

③ 君は明日大学へ行くはずだ。

は、対話での述べ立て文としても出現可能であろう。これは、この述べ立て文の述べ伝えている述べ立て内容が、【君が明日大学へ行ク】といったものではなく、例え「明日は大事な試験がある。だから、～」とでもいった脈絡の中での、話し手による推論といった事態までをも含んだ【君ハ明日大学へ行クハズダ】といった推論内容であるからである。聞き手の決意に関わるものであっても、話し手がかくかく推論を行ったといったこと総体は、情報位置において【話し手】>【聞き手】でありうるからであろう。また、

④ （僕は）君は明日大学へ行くと思う。

が、対話での述べ立て文としても容認可能なのも、同様の理由に拠るものと思われる。さらに、

⑤ 君は近いうちにそれを論文に纏める（つもりな）んだ。だから、こ

の所盛んにデータや文献を集めていたんだね。

「～ノダ」の形式を持つ第一文の容認可能性が高くなるのも、述べ立て内容が単に〔君ガ近イウチニソレヲ論文ニ纏メル〕といった聞き手の決意ではなく、話し手が引き出した回りの状況に対する説明内容になっているからであろう。

## 2) 聞き手の感情・感覚

既に述べた聞き手の決意に繋がるものに、述べ立て内容が感情や感覚といった内的状態を表したものがある。この種のタイプの述べ立て内容を持つ述べ立て文も、以下に示すように、一人称ガ格や三人称ガ格を取りうるもの、二人称ガ格（主体格）を取ることができない。もっとも、一人称の場合と三人称の場合では、少しばかり述語の形式が違ってはいる。しかし、そのいずれの場合にあっても、二人称ガ格は来ることができない。

- ① {私／\*あなた} は母が恋しい。
- ② {僕／\*君} は手が痛い。
- ③ {の人／\*あなた} は母を恋しがっている。
- ④ {彼／\*君} はとても痛がっている。

①②③④から分かるように、「恋しい／痛い」であろうが、「恋しがる／痛がる」であろうが、感情・感覚を表す述べ立て内容は、対話での正常な特殊でない述べ立て文として機能している限り、二人称ガ格を取りえない。「恋しい／痛い」は、内的状態の直接的表現であり、「恋しがる／痛がる」は、内的状態の外在化した表現である。内的状態を直接的に知りうるのは話し手だけであり、したがってそれを述べ伝えうるのも、話し手だけである。「恋しい／痛い」といった内的状態を直接的に表す述語を持つ述べ立て文が一人称ガ格しか取りえない理由は、ここにある。話し手自身の内的状態は、直接認知可能であり、わざわざ外的な現れを通して知る必要などない。「恋しがる／痛がる」といった内的状態の外的現れを表した述語を持つ述べ立て文が一人称ガ格を取りえない理由がここにある。内的状態と言えども、外的な現れを通してその存在を間接的に了解することができる。それが三人称者のものであれば、話し手と聞き手の情報位置の点に

おいて〔話し手>聞き手〕の関係がありえることにより、述べ立て内容として成り立ちうことになる。それに対して、それが二人称者のものであれば、外的な現れにより話し手であっても知りうるもの、聞き手の現在の内的状態であることによって、正常な状況では、話し手と聞き手の情報位置が〔話し手>聞き手〕になることはなく、したがって、述べ立てが実効性を持たなくなる。ここに現在の心的状態の外的現れを表した述べ立て文が、三人称ガ格を取りうるもの、二人称ガ格を取りえない理由がある。

また、断定の形だけでなく、「\*あなたは母が恋しい {だろう／らしい。}」「\*あなたは母を恋しがっている {だろう／らしい。}」「\*君は手が痛い {だろう／らしい。}」「君はとても痛がっている {だろう／らしい。}」などは、いずれも、対話での正常な特殊でない述べ立て文としては、容認不可能であろう。

「\*あの時あなたは母が恋しかった。」「\*あの時君は手が痛かった。」は、やはり対話での述べ立て文としては正常ではないが、

⑤ あの時あなたは母を恋しがっていた。

⑥ あの時君はとても痛がっていた。

は、対話での述べ立て文としても容認可能であろう。これは、過去の内的状態であることによって、聞き手に再確認させるとでもいった状況が生じることになり、また、内的状態の外在化の表現であることによってその状態の存在を話し手が間接的にではあれ知りうることになり、話しの場においては一時的に話し手の聞き手の情報位置が〔話し手>聞き手〕に成りうるからである。

## 2 運用論的色彩の濃いもの

ここでは、話し手や聞き手の状態・立場などのあり方によって、述べ立て内容が、話し手が了解しているにも拘わらず聞き手が了解していない、つまり、述べ立て内容をめぐっての話し手と聞き手の情報位置が〔話し手>聞き手〕になりがたいことにより、述べ立て文としては立ち現れにくいものを、ガ格の人称現象を中心にして少しばかり見ていく。

### 1) 自明な聞き手の現在の事態

次に挙げるような文は、いずれも対話での述べ立て文としては、あまり普通に現れるようなものではない。現れるとすれば、特殊な普通でないコンテキストや状況を必要とするだろう。

- ① ?あなたはとても {忙しい／忙しいだろう}。
- ② ?君は部屋で本を {読んでいる／読んでいるだろう}。

は、いずれも対話での述べ立て文としては普通でない。これは、聞き手にとって自明な聞き手の現在の事態であることによって、話し手から聞き手への情報伝達である述べ立てとしては、実効性や有用性を持たないようになるからであろう。また、

- ③ 君は未成年だ。
- ④ あなたは女です。

などは、日本語の文としては何ら逸脱性を有しているわけではなく、また、対話での述べ立て文として現れないわけではない。ただ、実効的な述べ立て文として機能しているためには、述べ立て内容を聞き手に再認識させなければならにいような状況が必要になろう。しかしながら、自分が成年に達しているのか或いは未成年であるのか、はたまた、自分が女である或いは男であるのかが分からない人間の存在などは、通常正常な状況では考えられないだろう。したがって、こういった聞き手にとって自明な自分の現在の状態である述べ立て内容を単に額面通り聞き手に再確認させなければならない状況は、通常生じがたい。通常の談話において③④が言外の意味を含みやすいのは、上に述べたようなことに拠っているものと思われる。

③は、単に〔君ガ未成年デアル〕ということを述べ伝えているのではなく、例えは、〔煙草ヲ吸ッテハイケナイ〕とでもいった含意を含んで述べ伝えているのである。④にあっても、事は同様であろう。例えは、〔奇麗ニシナサイ〕とでもいった言外の意味を実際には述べ伝えているのであろう。もっとも、常にこういった言外の意味がスムーズに伝わるとは限らない。

④の述べ立て文に対して、

- ⑤ 「あなたは女です。」「だからどうだって言うのよ。」

とでもいった応答がなされたとすれば、それは聞き手が述べ立て文を字義通りの意味に解し、自明の事をわざわざ述べ伝えている話し手に対して、怪訝を表したものである。言外の意味が伝わらなかった場合であり、怪訝さが表明される可能性があるのは、述べ立て内容が字義通りには、聞き手にとって自明な事であるからに外ならない。こういったことが起きうるのは、まさに述べ立て文が話し手から聞き手へ実効的な情報伝達を企図した文類型であるからに外ならない。③④のように字義の上からは聞き手にとって自明の述べ立て内容であって、通常⑤のような反応が起こらないとしたら、字義の通りではない言外の意味を表していることによって、結果として、述べ立て内容が、聞き手にとって了解していない内容になっているからであろう。

もっとも、③④、さらに①に対してさえ字義通りの意味だけが伝えられていると考えられる場合がないわけではない。例えば、

⑥ 「君は未成年だ。だから煙草は駄目だ。」

⑦ 「あなたはとても忙しい。だからあまり仕事を頼めない。」

⑥⑦の下線部分は、③①の文と同形の文である。同形の文ではあるが、この場合、伝えられている内容は、③の場合などと違って字義通りのものである。③が言外の意味を含みやすい（或いは含まないと正常な特殊でない述べ立て文としては成り立ちにくい）のに対して、⑥が字義通りの意味で可能であるのは次のようなことに拠っているものと思われる。③は、〔君ハ未成年ダ〕が単独で一つの述べ立てといった発話を形成していたのに対して、⑥の〔君ハ未成年ダ〕は、後文の理由を表し、二文全体が、一つの述べ立てを成し、述べ立て内容相当として機能していることに拠っている。その分、前文「君は未成年だ。」は、述べ立てといった発話・伝達のモダリティの発現が希薄で済むことになるものと思われる。さらに、「\*君は明日大学に行く気でいる。」は、やはり単独では既に述べたように正常な述べ立て文ではないが、「君は明日大学に行く気でいる。だが、僕はその必要はないと思う。」のように、文連続の中に入れて、発話・伝達のモダリティの発現を抑圧してやれば、可能になると思われる。これは、この種の

ガ格に対する人称制限の現象が発話・伝達のモダリティと結び付いていることの一つの現れでもある。また、こういった事は、述べ立てのような発話・伝達のモダリティが希薄なタイプは、談話・連文の中でどのように個々の文においてその発話・伝達のモダリティを発現させるのかといった談話・連文と文のモダリティの相関関係といった重要な問題に繋がっていく問題である。

自明な内容に対する制約・制限は、何も聞き手の事を述べ立て内容にする場合だけではない。

⑧ 僕は男です。

といった述べ立て文も、字義通りの述べ立て文として成り立つ状況は、〔僕が男デアル〕といったことが、聞き手にとって認知されていない状況が稀であるといったことに応じて、稀であろう。話し手が目の前におれば、よっぽど異様な風体でもしていない限り、相手が男か女かは認知可能であろうし、電話の場合にあっても、声の様子などから了解可能であろう。やはり言外の意味を必要とすることが少なくないだろう。それに対して、

⑨ あの方は男性です。

は、字義通りの述べ立て文として普通に成り立ち、最も使用状況の制約・制限が少ないタイプである。

述べ立て内容に出来るか否かについての制約・制限の大きさは、

二人称者の事>一人称者の事>三人称者の事

の順になる。こういった制約・制限の順位を示すのは、述べ立てが話し手から聞き手への実効的・有効的な情報伝達であり、二人称者が述べ立て内容を伝えられる聞き手本人であり、一人称者が対話の片一方の当事者である話し手自身であるのに対して、三人称者が対話の当事者以外の第三者であるといったことに拠っている。

言わずもがなではあるが、こういった制約は、不連続な段階的なものではなく、連続していくものである。聞き手についてのことであっても、「君はこの国では未成年だ。」「あなたは今度お芝居では女です。」「あなたは病気です。」のような、話し手が知っているにも拘わらず聞き手の知ら

ない或いは充分了解していない述べ立て内容であれば、字義通りの述べ立て文として何ら問題は生じない。

## 2) 聞き手にとって自覺的な過去の出来事

述べ立て内容になりにくいものとして、さらに、聞き手の自覺的な過去の出来事といったものが挙げられる。例えば、次の二つの文の、対話での述べ立て文としての普通らしさ・現れやすさの違いは、この事に拠っているものと思われる。

- ① ほら、君、今少し動いたよ。
- ② ?ほら、君、転んだよ。

ほんの少しぐらいなら自分が動いても、無自覚なまま過ぎてしまうことが少なくないのに対して、不注意で非意識的に転んだとしても、自分が転んだことに無自覚のままいられることは、正常な状況では通常考えられない。②の特殊さは、聞き手が充分了解しているほんの少し前の聞き手の自覺的な出来事を述べ立て内容にしていることに拠っている。聞き手にとって充分自明な事を述べ伝えても、実効的・有効的な情報伝達にはなりえない。②が対話での述べ立て文として現れにくく特殊であるのも、述べ立てが話し手から聞き手への情報伝達に外ならないからである。

もっとも、転べば負けであるとでもいった賭けでもしている場合であれば、また、話しある。②の文を述べることによって、〔僕ノ勝チダ〕とでもいった字義以上の意味を伝えることによって、述べ立て文として立ち現れうことになる。また、〔ホラ見ロ、危ナイ、ソンナ、所ヲ歩クカラダ〕とでもいった言外の意味を帯びて、述べ立て文として現れることがあるだろう。ただ、言外の意味に話し手自身常に自覺的である必要はない。何らかの言外の意味が発生さえすれば、②のような文でも述べ立て文として機能しうるものと思われる。

以下に挙げる文が述べ立て文として現れにくいのも、やはり、聞き手にとって自覺的な過去の出来事は、聞き手が忘れでもしない限り、聞き手にとって自明であり、そういった聞き手にとって自明なことを述べ伝えても、話し手から聞き手への実効的な情報伝達にはなりえない、といったことに

拠っている。

③ ?君は昨日 (僕／彼) を {殴った／殴っただろう}。

④ ?僕は昨日君を殴った。

⑤ ?彼は昨日君を {殴った／殴っただろう}。

二人称がガ格に来にいる③だけでなく、ガ格以外に来ている④⑤においても、聞き手に関わる過去の自覚的な出来事であることによって、聞き手がその事を失念してしまっている、或いは、そのような事は起こらなかったとでも主張する、とでもいった状況でもなければ、やはり、これらの文は、述べ立て文としては現れがたい。「僕は彼を殴った。」「彼は僕を殴った。」(この両者が「ダロウ」を取りにくいくことについては後述)。「彼は彼女を {殴った／殴っただろう}。」が述べ立て文として極普通に現れることを考えれば、聞き手の自覚的な過去の出来事の特殊性が理解されよう。

⑥ 「僕はちゃんと見ていた。君はあの時彼を殴った。」

⑦ 「あなたはこの前そう言った。間違いない。ごまかすな。」

などの下線部が述べ立て文として立ち現れうるのは、聞き手にとって自覚的な過去の出来事であるはずにも拘わらず、聞き手が失念していたり、失念している振りをしたりして、出来事の存在を否認したりすることによって、聞き手に再確認させることが必要になることにより、話し手と聞き手の情報位置が話しの場において一時的に〔話し手>聞き手〕になるからである。

### 3) 眼前の話し手の事態

発話の当事者の一人である話し手の眼前の事態は、聞き手の眼前に展開・存続していることによって、通常聞き手に了解されているはずであると見なされることになる。したがって、眼前的話し手の事態が、対話での正常な特殊でない述べ立て文の内容に成ることは通常ない。

① ?僕は本を読んでいます。

が、眼前的話し手の事態を表した述べ立て文としては、通常成り立ちがないのは、上に述べた事に拠っている。

② 僕は本を読んでいました。

③ 「明日の今頃何している?」「本を読んでいます。」

④ この所僕は洋学史の本を読んでいる。

それに対して、②および③の後文や④が対話での述べ立て文として普通に出現可能なのは、現在の話し手の事態ではなく、過去や未来や習慣的な話し手の事態であるからである。言わざもがなではあるが、過去および未来の話し手の事態は、必ずしも聞き手に了解済みであるわけではない。また、習慣的な事態は、話し手の行っている現在の事態であっても、ポテンシャルなものであって、発話の場において聞き手の眼前に展開・在続しているわけではない。

さらに、現在の話し手の事態でも、電話などによる会話の場合であれば、聞き手の眼前に展開・存続するものでないことによって、述べ立て文としての容認可能性は高くなるものと思われる。

⑤ 電話で「今、何している? ちょっと出て来ないかい。」「今、発表用のシジュメを打っている。ちょっと無理だよ。」

の下線部分がそうである。

これも既に述べた事と関わるが、「ノダ」を文末に持つ文では、

⑥ 「何をしているって。見りや分かるだろう。子供達に説教をしているんだ。」

のように、述べ立て内容が、単に眼前の話し手の事態そのものではなく、話し手の行っている事態に対する話し手の説明付けであることによって、述べ立て文として極普通のものに成っている。

## VI 問い掛け文と人称現象

### 1 問い掛け文の運用論的特徴

問い合わせ文とは、<問い合わせ>といった発話・伝達のモダリティを有している文である。問い合わせといったモダリティは、話し手が聞き手に情報を求めるといった発話・伝達的態度である。問い合わせが、話し手が聞き手に情報を求めるといったものであることによって、問い合わせ文には、次の

ような特徴・原則が存在する。もっとも、この種の特徴・原則は、運用論的なもので、問い合わせ文がこの原則を破ったからといって、直ちにその問い合わせ文が日本語の文として非文法的な存在になるわけではない。

問い合わせ文が話し手が聞き手に情報を求めるものであり、そしてそれが実効的に機能している限り、問い合わせ内容は、クイズ・クエスチョンでもない限り、話し手は知らない或いは充分了解していないが、聞き手は知っている或いは充分了解しているものでなければならない。これを、問い合わせ内容をめぐっての話し手と聞き手の情報位置が〔話し手＜聞き手〕であると表現しておこう。

## 2 問い掛け文と人称現象

1) 特殊でない普通の問い合わせ文では、問い合わせ内容が、話し手は知らないが、聞き手の知っていることである、といったことを受けて、問い合わせ内容にある種の制限が存在している。その制限の中には、ガ格（主体格）に立ちうる名詞の人称に対する制約として現われてくるものがある。以下、話し手は知らないが聞き手は知っている、といった問い合わせ内容に科せられる運用論的原則が、ガ格に立ちうる名詞の人称に対する制約として立ち現れてくる場合について、少しばかり見てみることにする。

2) 「\*君は明日学校に行きます。」「\*あなたは彼を叱るつもりです。」や「\*あなたはお母さんが恋しい。」「\*君は手が痛い。」などは、対話での正常な特殊でない述べ立て文としては、立ち現れがたいものであった。しかし、これらの叙述内容を問い合わせ文にすると、

- ① 「君は明日学校に行きますか？」
- ② 「あなたは彼を叱るつもりですか？」
- ③ 「あなたはお母さんが恋しいの？」
- ④ 「君は手が痛いの？」

が示すように、総て特称でない普通の問い合わせ文として成立することになる。述べ立て文では、普通でなかった〈聞き手の決意〉や〈聞き手の感情・感覚〉といった叙述内容は、問い合わせ文にすることによって、文の叙述内容として立ち現れうことになる。これは、聞き手の決意や聞き手の感

情・感覚といった内容が、まさしく聞き手にとっては自明であるが話し手が知らないものであるといったものであり、そういう問いかげ内容のあり方が、話し手が聞き手に情報を求めるといった問いかげ文の発話・伝達的にあり方に叶っているからである。さらに、本稿で問いかげ系の文として挙げるものは、狭義の問いかげ文に限られていない。かって筆者が＜疑似疑問＞と呼んだ「～ダロップ（～デショウ）」（もっとも、通常上昇音調を有するが、上昇音調が必須条件であるというわけではない）や「～ネ」といった文末尾を持つ文も、この問いかげ文系に含まれる。事実、述べ立て文としては容認しがたかった「\*君は明日学校に行く。」は、いずれも、

- ①' 「君は明日学校に行くだろっ♪」
- ①" 「君は明日学校に行くね。」

が示すように、容認可能な極普通の文になる。もっとも、「～カ（～ノ）？」の狭義問いかげ文と「～ダロップ」や「～ネ」の文が常に同じような振る舞い方をするというのではない。これら三者には、判定の遂行・放棄に関して次のような順序関係にある。

「～ネ」の文>「～ダロップ」の文>「～カ（ノ）」の文  
 「～カ（ノ）」といった文末尾を有する狭義問いかげ文は、判定放棄の文である。それに対して、「～ネ」といった末尾を持つ文は、一度話し手が判定を下した上で聞き手に対してその判定の妥当性の確認を求めるものであった。「～ダロップ」といった文末尾を持った文は、判定そのものは遂行していないものの、判定内容に対して何ら予断を有していないといったものではなく、問いかげ内容の肯定確認を予定したところの問いかげであることを形式に焼き付けている形である。「～ネ」と「～ダロップ」の判定遂行度の違いに応じて、③④では、次のような異なりが生じる。

- ③' 「お母さんが恋しいだろっ♪」
- ④' 「手が痛いだろっ♪」
- ③" 「お母さんが恋しいね。」
- ④" 「手が痛いね。」

「～ダロップ」末尾を持つ③'④'が何ら問題がなかったのに対して、「～ネ」末尾を持つ③"④"は、聞き手が子供や患者などのような話し手自身の判定を押し付けられる（或いは話し手自身も共に同じ感情や感覚を有している）のような状況でなければ、使いにくい。同じことが

⑤ 「彼の買ってきたケーキ、おいしいでしょ？」

⑤' 「彼の買ってきたケーキ、おいしいね。」

についても言える。⑤'が最も普通に使われる状況は、話し手も聞き手も共に彼の買ってきたケーキを食べているといったものである。それに対して、⑤には、話し手も共に食べているといった状況は必ずしも必要ではない。

この2)で見たような現象は、<聞き手の決意>や<聞き手の感情・感覚>といった叙述内容の特性と、<述べ立て>や<問い合わせ(およびその下位的タイプ)>のモダリティ的意味のあり方およびそういったモダリティ的意味から来る述べ立て文や問い合わせ文が有している運用論的特性との相関関係によって生じたものである。

3) 問い掛け内容は、通常、話し手は知らない或いは充分了解していないが、聞き手は知っている或いは充分了解しているといったものであった。その事によって、ある種の問い合わせ内容においては、ガ格にある人称の名詞が立ちえないといったことが起こってくる。

① \*僕は明日彼女に会いますか？

①' {君/彼} は明日彼女に会いますか

② \*僕は {お金が欲しいです／お金を欲しがっています} か？

②' 君はお金が欲しいですか／彼はお金を欲しがっていますか？

③ \*私は {目がまぶしい／目をまぶしがっている} の？

③' あなたは目がまぶしいの／彼女は目をまぶしがっているの？

のように、<決意>や<感情・感覚>を問い合わせ内容とする問い合わせ文では、二人称（主体格）ガ格や三人称ガ格は取りえても、一人称ガ格は取りえない。一人称ガ格が生じえないのは、次の事に拠っている。問い合わせが特殊でないものとして機能している限りは、問い合わせ内容は、話し手は知

らないが聞き手は知っているといったものでなければならない。それに対して、話し手の決意や話し手の感情・感覚といった心的態度や内的状態は、聞き手は知らずとも話し手にとっては自明のものである。そういうものを、聞き手は知っているが話し手が知らないものとして問い合わせることは、通常ありえない。それに対して、三人称ガ格を取りうるのは、決意や感情・感覚といえども、第三者のものであれば、その外的な現れを通して、話し手よりも聞き手が先に察知しているということは、充分ありうべきことである、といったことに拠っている。二人称ガ格を取りうることについては、既に述べた。

## V 推し量り形式の現れ方

### 1 述べ立てと言表事態めあてのモダリティ

述べ立ての判定文は、認識系の言表事態めあてのモダリティを有し、この認識系の言表事態めあてのモダリティつまり判断のモダリティには、大きく<断定>と<推し量り>がある。さらに、推し量りには、推し量りの様態のあり方や真正か疑似かなどによって、幾つかのタイプが存する。そして、断定と推し量りをその構成要素とする<判断のモダリティ>といった文法カテゴリを持ちうるといったことが、その文が<働き掛け>や<表出>や<現象描写文>ではなく、まさに<述べ立ての判定文>であることの重要な一つの特徴なのである。

### 2 推し量り形式の現れ方と人称現象

1) 「弘志は目標の大学に {合格した／合格しただらう／合格したらし  
い}。」や「僕は彼に {投票する／投票するだらう／投票するかもしけな  
い}。」のように、断定の表現形式を取りうるともに、様々な推し量りの表現形式を取りうることが、述べ立ての判定文の特徴であった。しかしながら、もう少し詳しく見ていけば、述べ立て判定文が断定と推し量りの分化を有しているといったことに間違いはないものの、述べ立て内容のタイプによっては、推し量り系の表現形式の現れにくいものも少ないことに

気が付くだろう。断定と推し量りの存在・分化を有している、言い換えれば、断定と推し量りが共に自由に現れうるといったことが、述べ立て判定文の重要な一つの特徴であるにも拘わらず、存外推し量り系を取りえない述べ立て内容が少なくないのである。以下、推し量り系の現れ方を主にガ格（主体格）の人称のあり方と関連させながら見ていくことにする。推し量り系の現れ方とガ格の人称のあり方との制約関係は、意味論的・運用論的に動機付けられた統語論的現象なのであろう。

## 2) 三人称の場合

以下、ガ格を占める名詞の人称のタイプごとに、推し量り系の表現形式の現れ方を考察していくことにする。まず、三人称の名詞がガ格に来ている場合について見ていく。

三人称ガ格の場合は、断定・推し量り系の表現形式の現れに制限はないものと思われる。例えば、

- ① 彼は明日大学に {行く／行くだろう／行くかもしれない／行くにちがいない／行くらしい／行くはずだ}。

述べ立て内容が未来における意志的動作遂行の三人称者の決意を表す場合であっても、①が示すように、断定形式のみならず、自由に推し量り系の形式を取りうる。ちなみに「～ラシイ」は、「～ヨウダ」「(シ) ソウダ」など微候の存在の元での推し量りを表す諸形式の代表として挙げてある。

- ② 彼女はとても {寂しがっている／寂しがっているだろう／寂しがっているかもしれない／寂しがっているにちがいない／寂しがっているらしい／寂しがっているはずだ}。

②から分かるように、三人称者の感情や感覚といった内容を持った述べ立て判定文にあっても、三人称ガ格の場合、断定・推し量り形式の現れに制限はない。

- ③ A氏は次の選挙で委員に {選ばれる／選ばれるだろう／選ばれるかもしれない／選ばれるにちがいない／選ばれるらしい／選ばれるはずだ}。

が示すように、当然の事ではあるが、主体の意志とは関わりなく起こる未

来の事の成り行きといった述べ立て内容を持った文の場合にあっても、断定・推し量り形式の現れに制限はない。

以上は、いずれも非過去の事態についての事であるが、既に実現してしまっている過去の事態についても、同様の事が言える。

- ①' 彼は早速その事について {調査した／調査しただろう／調査したかもしれない／調査したにちがいない／調査したらしい／調査したはずだ}。
- ②' あの子はとても {痛がっていた／痛がっていただろう／痛がっていたかもしれない／痛がっていたにちがいない／痛がっていたらしい／痛がっていたはずだ}。
- ③' B君は選考試験に {パスした／パスしただろう／パスしたかもしれない／パスしたにちがいない／パスしたらしい／パスしたはずだ}。が示すように、三人称ガ格にあっては、断定・推し量りの形式を選ばない（もっとも、「\*彼は僕を殴っただろう。」は、一人称ガ格の3.2.A) の箇所で述べるような理由に拠って成り立たない）。

### 3) 一人称の場合

#### 3.1) 非過去の事態

述べ立て内容として表されている事態が、既に実現してしまった過去の事態であるのか、そうでないのかに分けて、一人称名詞がガ格に来る場合の推し量り形式の現れ方について見ていくことにする。非過去か過去かに分けたたのは、実現済みか否かによって、推し量らなければならない必要性が異なってくるからである。当然、未実現の事の方が推し量らなければならぬ可能性は高くなってくる。

まず、非過去の事態の場合について考えてみる。

A) 最初に、述べ立て内容が未来における意志的動作遂行の話し手の決意を表す場合について見ていく。

- ① 僕は彼に {投票するだろう／投票するかもしれない}。
- ②' 僕は彼に {\*投票するらしい／?投票するにちがいない?／投票するはずだ}。

述べ立て内容が、話し手の決意、言い換えれば、話し手が動作遂行の決意を発現させさえすれば実現する事態を表しているような場合は、例文①①'が示すように、「～ダロウ」「～カモシレナイ」の推し量り形式は取りうるもの、「～ラシイ」「～ニチガイナイ」「～ハズダ」といった推し量り形式は通常取りえない。

もっとも、述べ立て内容が、話し手の決意・話し手が動作遂行の決意を発現させさえすれば実現する事態から、話し手の決意だけでは実現を決定できないところの成り行き的事態に移り変われば、話しあ別である。

①” 僕は彼に投票することになる {らしい／にちがいない／はずだ}。①”的に、成り行き的事態の表現にしてやれば、「～ラシイ」「～ニチガイナイ」「～ハズダ」の形式も可能になる。

話し手の決意を表す述べ立て内容が「～ラシイ」「～ハズダ」を取りえないのは、話し手の決意の存在は、話し手が自分の心の中を振り返りさえすれば分かることであって、それを外在的に存在する徵候や痕跡によって推し量ったり、一定の根拠からの推論過程を経て推し量ったりする必要な道はないからであろう。「～カモシレナイ」と「～ニチガイナイ」には、①と①'が示すように、微妙ではあるが、異なりが存する（もっとも、この異なりは、後に述べるようは絶対的なものであるわけではない）。「～ニチガイナイ」は、「～カモシレナイ」に比べて、単に確からしさの程度が高いといったただでなく、外在的に存在する根拠から押しての推し量りといった傾向が強いようである。この外在的に存在する根拠から押しての推し量りといった傾向性が、「～ニチガイナイ」をして、話し手の決意といった述べ立て内容と共にしがたくしている要因であろうと思われる。①'系の推し量り形式は、何らかの点において外から押しての推し量りを表す形式であった。それに対して、「～ダロウ」や「～カモシレナイ」は、単に不確かさ・確實でなさを表すことによって、未来の事態の実現を左右する話し手の決意の表現にも現れうるものと思われる。また、この「～ダロウ」や「～カモシレナイ」は、より、推し量りの表現から婉曲的な述べ立ての表現に移り行く傾向に有る。

**B)** 述べ立て内容が話し手の決意に密接に関わってはいるものの、先に述べたような<事態の実現を決定する話し手の決意の未来における発現>といったものではなく、まさに、その述べ立て内容が<話し手の心中の決意の現在における存在>といったものであることによって、次に挙げるような「～スルツモリダ」「～スル氣ダ」「～スル所存ダ」といった表現は、「～ダロウ」や「～カモシレナイ」といった推し量り形式すら取りえない。

② 僕は彼に投票するつもりだ。

②' \*僕は彼に投票するつもり {だろう／かもしれない／らしい／にちがいない／のはずだ}。

②②'が示すように、話し手の心中の決意の現在における存在を表す「～スル {ツモリ／氣／所存} ダ」は、断定形式は取りうるもの、推し量り系の諸形式を取ることはできない。これは、決意といった自分の現在の心的態度は、意識を有している状態にある人間にとっては自明のことである、といったことに拠っているのであろう。現在の心的態度であっても、これが話し手のものではなく、三人称者のものであれば、こういった現象は起こらない。

③ 彼女は彼に投票するつもりだ。

③' 彼女は彼に投票するつもり {だろう／かもしれない／らしい／にちがいない／のはずだ}。

から分かるように、ガ格が三人称者であれば、つまり、述べ立て内容が現在の決意といった三人称者の心的態度であれば、話し手にとっては、決して自明のことではあるとは限らず、推し量る必要、しかも外からの徵候・根拠・論理などによって推し量る必要の生じることがある。したがって、三人称者の場合は、断定・推し量りの形式の現れに制限はない。

**C)** 述べ立て内容が、話し手の自覚的な感情・感覚といった現在の内的状態を表している場合も、上で触れた「～スルツモリダ」のケースと同様の制約を示す。

④ 私は娘の結婚がとても嬉しい／僕は頭が痛い。

④' \*私は娘の結婚がとても嬉しい {だろう／かもしれない／らしい／

にちがいない／はずだ}。

\* 僕は頭が痛い {だろう／かもしれない／らしい／にちがいない／はずだ}。

④④'が示しているように、述べ立て内容が、自分の心の中を振り返りさえすれば、自明になるような現在の感情・感覚といった内的状態を表している場合、断定形式は取りうるもの、推し量り系の諸形式は生起できない。もっとも、自覚的な感覚現象から生理現象へと述べ立て内容が変化していくけば、この種の制約の解除が起こってくる。例えば、

⑤ たぶん僕は心臓が悪いだろう。

⑤' どうやら僕は心臓が悪い {らしい／かもしれない}。

⑤" おそらく僕は心臓が悪い {にちがいない／はずだ}。

のように、話し手自身の内的な生理状態と言えども、自覚的でないことがあることによって、推し量り系の諸形式を取りうるようになる。

もっとも、こういった推し量り形式の現れに対する制約は、主体を表す格に一人称名詞が来るといった純文法論的な現象がその真の基因となって引き起こされているわけではない。話し手にとって自覚的な現在の内的状態であるといった述べ立て内容の意味論的なあり方がその基因である。話し手の内的状態の表現は、話し手を主体にし、感情・感覚といった内的状態を表す語を述語として構成されることが、最も多いことによって、この種の制約は、現象的にガ格（主体格）の人称との相關といったあり方を呈することになるのである。したがって、述べ立て内容が自覚的な話し手の現在の内的状態を表しておりさえすれば、統語構造・表現形式のあり方に関わってこない。例えば、今自分が食べているケーキに対しては、

⑥ このケーキはおいしい。

と断定形式でしか表現することができない（つまり、「\*このケーキはおいしい {だろう／かもしれない／らしい／にちがいない／はずだ}。」とは言えない）が、目の前に置かれたこのケーキに対して述べる場合であれば、同一の表現形式でありながら、断定・推し量り形式の現れに制限は起こってこない。

D) 最後に、述べ立て内容が話し手の意志とは関わりなく起こる未来の成り行き的事態を表している場合について考えてみよう。

⑦ 僕は代表理事に {なる／なるだろう／なるかもしれない／なるらしい／なるにちがいない／なるはずだ}。

この場合は、⑦の例が示すように、断定・推し量りの形式の現れを選ばない。これは、自分のことであっても、自分の自覚的な意志の与り知らぬ成り行き的事態であることによって、断定が出来る場合もあれば、推し量らなければならぬ場合（主観的な想像作用・推量作用によって捉えられる場合もあれば、外的な徵候や根拠による推し量りや推論によって捉えなければならない場合）もあるからである。

### 3.2) 過去の事態

続いて、述べ立て内容が一人称者の過去の事態を表している場合について見ていく。

A) まず意志的動作について考えてみる。これは、例えば

① 僕は彼を殴った。

①' \*僕は彼を殴っただろう。

①" 僕は彼を {殴ったかもしれない／殴ったらしい／殴ったにちがいない／殴ったはずだ}。

①①"が示すように、断定形式や「～カモシレナイ」「～ラシイ」「～ニチガイナイ」「～ハズダ」といった推し量り形式を取りうるもの、①'から分かるように、「～ダロウ」の推し量り形式を取ることはできない。これは次のような事に拠っているものと思われる。過去に自分が行った意志的動作は、それが無意識の状態下（例えば、酩酊しているといった状態）で行われたり、忘れてしまったりでもしない限り、発話時においても、確かに記憶しているはずのものである。そういう事態に対して、心の中に残された記憶を手繰って行って推し量るといった捉え方で表現することは、不都合になる。これが、「～ダロウ」が使えない理由であろう。それに対して、無意識下で行われたり忘れてしまったりした場合であれば、外的に存在する徵候・痕跡や根拠あるいは人からの証言などによって、外から推し

量るといったあり方で捉えて表現することは、当を得たことであろう（もっとも、「～ハズダ」は、必ずしも自分が忘れている必要はない。相手が忘れていて、それを根拠によって確認させるといった場合にも使われる）。これが、「～ラシイ」「～ニチガイナイ」「～ハズダ」「～カモシレナイ」が使える理由であろう。また、「～カモシレナイ」と「～ニチガイナイ」は、この項では同じ振る舞いを示しているが、3.1.A)では、微妙ながら異なった振る舞いを取っている。

もっとも、「僕が彼を殴ったのだろう。」は、可能な表現である。これも、既に述べた通り、「～ノダロウ」形式が使用可能なのは、「～ノダロウ」が、単に過去の自らの意志的動作を推し量っているのではなく、例えば、「彼がこぶをこしらえているのは、僕が彼を殴ったのだろう。」のように、ある現象の存在に対する説明のを推し量りとして働いているからである。

また、述べ立て内容が決意の実現を表す場合、非過去形と過去形で推し量り形式の現れ方が、対照的な関係にあり、ほぼ相称関係にあるのは注目してよい。

B) 次に、自覚的な感情や感覚といった内的状態を現す形容詞の過去形について見てみよう。

② 僕はあの時ちょっぴり寂しかった。

②' \*僕はあの時ちょっぴり寂しかっただろう。

②" あの時涙を流したのだから、僕はちょっぴり〔寂しかったかもしれない／寂しかったらしい／寂しかったにちがいない／寂しかったはずだ〕。

が、示すように、これもA)の意志的動作の場合と基本的に同様のあり方を示すものと思われる。もっとも、②"の系列の推し量り形式は、意志的動作の場合に比べて、稀であると思われる。②"は、忘れてしまっていた過去の自覚的であった内的状態を、外から推し量るといった捉え方で表現されている。

既に述べたように、「\*僕は寂しがっているらしい。」や「\*僕は痛がっ

ているかもしれない。」などが、言えないことからすれば、過去の場合、次の言い方が成り立つことは、注目してよい。

- ③ 僕はあの時ちょっと {寂しがって いたかもしれない／寂しがって いたらしい／寂しがっていたにちがいない／寂しがっていたはずだ}。

③は、成立するだけでなく、さらに、②”よりもっと普通でありもっと自然である。これは、③が、既に動作の表現でありA)の意志的動作の箇所で述べたのと同じような事情が働いているからであろう。もっとも、「\*僕は寂しがっていただろう。」は、これまたA)と同様に言えないだろう。

C) 最後に、述べ立て内容が話し手の意志とは関わりなく起こる成り行き的事態の過去形について見てみよう。

- ④ 僕は合格した。

- ④' 見に行ってはいないが、僕はたぶん合格しただろう。

- ④" 僕は {合格したらしい／合格したかもしれない／合格したにがいな  
い／合格したはずだ}。

自分の自覚的な意志の与り知らぬ成り行き的事態であれば、発話時以前に起こった事態と言えども、当初においては未だ知っていないことは充分有り得ることであり、色々なあり方で推し量ることが必要になる場合が生じてくる。こういった事情が、断定形式のみならず、様々な推し量り形式の現れを可能にしているのであろう。

#### 4) 二人称の場合

本稿の前半部分で述べたように、二人称をガ格（主体格）に取る場合は、推し量り形式を取りうるか否かといった判断のモダリティのあり方以前に、述べ立てといった発話・伝達のモダリティを取ることにおいて、既にかなりの制約・制限を有していた。以下では、述べ残したもの、推し量り形式の現れ方といったあり方から、少しばかり取り挙げておく。

4.1) まず、述べ立て内容が、聞き手の決意の存在を表す場合について見ておく。既に述べたことから明らかのように、話し手から聞き手への実効的な情報伝達といった運用論的・伝達機能論的な点から、

① \*呼び出しがあったから、君は明日学校に {行く気でいる／行く氣でいるだろう／行く氣でいるらしい／行く氣でいるかもしれない}。

は、対話での通常の述べ立て文としては成り立ちがたい（いずれも、正常な文として成り立たせるためには、文末に「ネ」を付加して問い合わせ系にする必要がある）。しかしながら、これも、既に述べたが、単に聞き手の決意の存在を推し量り・述べ伝えているだけではなく、話し手の推論そのものを述べ伝えの内容にしていることによって、次のような表現

①' 呼び出しがあったから、君は明日学校に {行く気でいるはずだ／行く氣でいるにちがいない}。

は、対話での述べ立て文として可能であろう。もっとも、「～ニチガイナイ」は、「～ハズダ」に比べて普通さや自然らしさが落ちる。「～カモシレナイ」と「～ニチガイナイ」は、事実同じ振る舞い方を示し、共通性を持ちながら、別の現象に対しても現れたように、微妙ながらもある種の（「カモシレナイ」は「ダロウ」寄り、「ニチガイナイ」は「ハズダ」寄りといった）異なりが存している。

推し量り形式の現れ方については、基本的に同様な傾向性が、<事態の実現を決定する聞き手の決意の未来における発現>を表す場合にも、<現在における聞き手の自覚的な内的状態の存在>を表す場合にも、さらに、以上のような述べ立て内容を形成する述語が過去形を取った場合にあっても、観察できるものと思われる。

② 君は彼に投票する {\*だろう／\*らしい／?かもしれない}。

②' 君は彼に投票する {はずだ／にちがいない}。

③ 君は彼に投票した {\*だろう／\*らしい／?かもしれない}。

③' 君は彼に投票した {はずだ／にちがいない}。

④ \*君は頭が痛い {だろう／らしい／かもしれない}。

④' 君は頭が痛い {はずだ／にちがいない}。

⑤ \*あの時君は少し悲しかった {だろう／らしい／かもしれない}。

⑤'あの時君は少し悲しかった {はずだ／にちがいない}。

④や⑤に対しても、不躾さは（④の方が不躾さは高い。これらの中では最

も聞き手にとって自明・自覚的であるものに対して話し手の推論を押し付けているから) あるものの、対話での述べ立て文として可能であろうと思われる(当然②②'が成り行き的事態の読みを持つ場合の推し量り形式の現れは、問題にしていない)。

4.2) 述べ立て内容が聞き手の意志とは関わりなく起こる成り行き的事態であれば、非過去形・過去形を問わず、これも既に触れたように、対話での述べ立て文として普通に成り立つ。

① 君は今度の選挙で委員に {選ばれる／選ばれるだろう／選ばれるかもしれない／選ばれるらしい／選ばれるにちがいない／選ばれるはずだ}。

①' 君は試験に {受かった／受かっただろう／受かったかも~~しれない~~／受かったらしい／受かったにちがいない／受かったはずだ}。

①①'が示しているように、聞き手の意志の与り知らぬ成り行き的事態であることによって、聞き手にとって必ずしも了解済みことではなく、また、話し手にとっても確かなことであるとは限らず、色々あり方で推し量ることによって捉えなければならない場合も生じてくるのである。

本稿で述べてきたような現象は、その大多数が OK か OUT かに割り切れるものではない。自然らしさ・普通さの度合といった程度性を持ったものであった。その意味で明確さに欠ける点の存することは避けがたい。これは、運用論的或いは伝達機能論的に動機付けられた文法現象のある種の宿命であろう。

## VI 残した問題

述べ残した問題も少なくない。最後に一二それらについて触れておきたい。

1) 本稿で「\*君は～する気でいる。」といった文は、正常な述べ立て文としては成立しがたい、と述べた。事実話し手から聞き手への情報伝達としては使われないだろう。しかしながら、この文末形式の文であっても、情

報伝達ではなく、相手が行おうとしている行為に対する<なじり・叱責>といったものに発話の目的・機能が移行してしまえば、「君は僕を殴る気でいる。」のように、成立可能であろう。こういった発話の機能の移行、その条件などといった問題には全く触れることができなかった。

2) 「\*僕は彼を叱っただろう。」が推し量りとして逸脱的であることや「\*君は子供を叱るよ。」が正常な述べ立てとしては不自然であることについては、既に述べた。しかし、次のように、「彼があれ以上悪さを続けていたら、僕は彼を叱っただろう。」や「そんな事態になれば、君は子供を叱るよ。」にすれば、容認可能になったり、自然さが増したりするだろう。こういった反事実的な条件や仮定条件の元での振る舞い方については、一切考慮していない。総て述べ立て事態が現実的なあり方をとって存在している場合に考察が限られている。

付記 本稿の一部を「土曜ことばの会」で話させていただいた。その折り、会員の諸氏から様々な御意見を戴いた。それによって述べ方を少しほは改善できた。記して感謝の意を表したい。また、枚数がかなり超過してしまったため、参考文献を総て省略した。

(にった よしお 文学部助教授)